

交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金交付要綱

（目的）

第1条 長引くコロナ禍における外出自粛の影響により利用者数が減少し、厳しい事業環境の中においても市民の移動手段を確保するため個別輸送で運行を継続する公共交通事業者に対して、交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金（以下、「支援金」という。）を交付し、事業の継続等を支援する。その交付に関しては、交野市補助金交付規則及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）タクシー事業者とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- （2）福祉有償運送事業者とは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送を行う者をいう。

（支援金の対象者）

第3条 支援金の対象者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- （1）市内に営業所（福祉有償運送事業者にあつては事務所）（以下「営業所等」という。）を置く、タクシー事業者及び福祉有償運送事業者
- （2）市税等を滞納していない者
- （3）交野市暴力団排除条例（平成24年12月27日交野市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

（支援金の額）

第4条 支援金は、次の各号に定める額を合計したものとする。

- （1）1営業所等につき10万円
- （2）令和2年4月7日（以下、「基準日」という。）時点で、市内の営業所等で保有する車両数に2万円を乗じて得た額

2 支援金の交付は、同一事業者につき1回を限度とし、その上限は50万円とする。

（支援金の交付申請等）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金交付申請書（様式第1号）を市が定める期間内に市長へ提出するものとする。ただし、国や都道府県などの公共団体や公共機関等から当支援金と同趣旨の支援金の交付を受けた場合は、本申請はできないものとする。

2 前項に規定する申請書その他、以下に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）基準日時点における、営業所の車両数が確認できる書類（車両番号を記した一覧表等）
- （2）営業所等の所在地が分かる謄本又は許可書若しくはパンフレット等
- （3）完納証明書
- （4）その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 前条の規定に基づく申請書が提出されたことを受け、市が当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う営業所の現地調査の結果をふまえ、支援金の交付の可否を決定したときは、速やかに、交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金交付決定通知書（様式第2号）又は交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援事業支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項に定める請求書の提出を受けた日から30日以内に、交付金を交付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に限り、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により、申請を取り下げ場合は、交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき

(2) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当したとき

(3) この要綱に違反したとき

(4) その他市長が不適正と認めるとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消を行ったときは、その旨を交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金取消通知書（様式第6号）により交付決定者に対し、通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、第8条の規定による申請の取下げが行われたとき、又は前条の規定による交付決定の取消しが行われた場合で、既に支援金を受けた者に対して、交野市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通（個別輸送）の維持・確保支援金返還通知書（様式第7号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和4年10月31日限り、その効力を失う。